

# 天保九年 御用留

解題

後藤重巳  
榎並賢悟

ここに紹介する日田郡五馬市村の「天保九年 御用留」は、別府大学附属博物館が収蔵する「豊後国日田郡五馬市村文書」中の冊子の一点である。本文書群は旧日田郡五馬市村（現日田郡天瀬町）に関する村方文書であり、かつて、別府大学が書肆を通じて購求したもので、その内容は近世中期を含む幕末期の経済史料が主体となっている。

いま、その内容を少し詳しく紹介するならば、「元禄期以降若干の年代を欠くほぼ累年的な「年貢割付状」、寛保期以降、同様の「皆済目録」をはじめ、寛政期以降の「田畠御免割帳」「宗門改帳」のほか、株・刈敷場争論史料とそれに関わる絵図、数点の「村明細帳」など比較的まとまった文書史料から構成される。

近世期、日田代官（西国郡代）支配下の日田郡は、最小単位の村を地域ごといくつかの「筋」に編成して行政単位とし、それを総括する庄屋を「筋代」と呼んだ。日田郡内は都合九つの筋からなり、旧五馬莊域は口五馬・奥五馬の二筋に分けられ、それぞれ六ヶ村・七ヶ村を含み、五馬市村は奥五馬筋に属した。

奥五馬筋の筋代を勤めたのは五馬市庄村屋の森家であり、幕末寛政期以降の当主は、宇平治一・周平一・信作一・謙平と代替りする。

今回以降、翻刻を継続予定している史料群は、「御用留」「御用状留」「筋代御用留」「御用談日記」「御用談記」など

と外題され、その記録の目的・動機や内容は若干異なっている。

「御用留」ないし「御用状留」は通常に言われる回状留めであるが、「御用談日記」「御用談記」及び「筋代御用留」は筋代・庄屋などの用談の書留めを含む冊子である。

天保十六年の「御用談日記」によると「正月十一日用談、五馬市信作宅出会、新城彦右衛門触出」とか「五月二日、御用談本城良平方ニテ」などの表現が見られ、「御用談記」安政四年分には表紙に「四番」と号数が記され、その内容に「十月三日、惣代申談書」などあり、また天保十三年の「筋代御用留」では「御用談申極之事」と見え、これらが筋代などの寄合日記であることが知られる。この種の寄合日記の内、安政六年分には「四番」の号数が付され、表紙裏に「覚」として「壱冊 一御用談記 壱冊 五馬市謙平方へ預置、二番 一同 壱冊 芋作又市方へ預り置、三番 一同 壱冊 塚田俊左衛門方へ預置」と書かれ、寄合日記原本が座元となつた村庄屋方に分散保管されていたことが分かる。安政六年の「四番」に当たるこの帳面は同年十月三日の寄合記事から起筆された四冊目の帳面であり、筋代の五馬市村庄屋に保管されたもので、この度の寄合が当家で行われたものであることが推察される。

さて、以降継続的に紹介する「御用留」のうち、今回は天保九年の「御用留」であり、本文書中の「御用留」としては時代的に最も古い史料になる。

内容は、「成正月始」と起筆し、まず最初に約十三頁にわたり、日田役所からの「前々被仰出候御法度」十六ヶ条を掲示、この趣旨を小前末端まで周知すべき旨の廻達から始まる。以下、内容の詳細の一々については省略するが、俯瞰的に述べると、その大半は年貢納米銀・貯穀・江戸長崎廻米・郡中入用銀前割などに関する内容である。

なお、この「御用留」の料紙は、その大半を古い「宗門改帳」の裏紙（紙背）を用いている。すなわち、表紙とも十六葉（内、表紙以外の墨附五十三葉）中、四十三葉が紙背利用であり、いわゆる「留書」などの文書に対する紙利用の実態が察せられる。

この紙背文書は、同村の文化二年の「宗門改帳」であり、前後する時代の宗門改帳の体裁や本紙背文書の余白紙数などから勘案して、ほぼ一年分（一冊）を利用しているものと考えられる。

五馬市村文書中には、寛政期以降の「宗門改帳」がほぼ累年的に遺存しているが、文化期では文化二年分が欠落しており、両者の関係は一致する。

この問題については、改めて検討する予定である。

校訂に際しては、可能な限り原本の体裁に従つたが、組本の都合上意に沿わない部分も少なくない。記事中の解説の難解・不鮮明な文字や用語については「」で示し、判読したものには（カ）と付した。

本史料の解説に当たり、榎並賢悟君（平成十年度卒業・現在長崎市役所勤務）の労苦に負うところが大きいことを明記する。

（文責・後藤）

（表紙）

天保九  
御用留

戌正月

日田郡

五馬市村

（タテ  
二五・〇センチ、ヨコ一八・五センチ）

戊正月始

前々被仰出外御法度之趣并五人組帳ヶ条書之通、弥相守外儀は勿論、婚礼之節水掛け之類其外喧嘩口論亦不致、忠孝を相勤、農業家業を出精いたし、万事費を省き僕約第一ニ心懸ケ外様可申教外、

但、田烟作付手入念、耕作手後二不相成様為致、且楮櫛茶苗木植付杉差立レ様、是又小前江急度可申付レ。

一、当戌年定免年季切替有之村々格別増米いたし并小物

成其外、年々不定米銀納之分、当戌年稼増減有無共取調、いつれも二月廿日迄ニ無間違ニ書付可差出  
但、籠網渡世之類は、五月廿九日迄ニ書付可差出

一、前々荒地并近年荒地之分共、精々可起返は勿論之儀、  
起返後当戌年十三ヶ年目ニ相成ルハハ、本免入并免  
上等取調、五月十日迄書付無間違可差出ル、  
但、佃田或等有之分は、取調是又二五月中書付可差

出  
日月等有之  
取語卷又五月中書作  
差

見取場小物成之内、御高入可相成場所并野畠刈畠等

右見取場ニ可相成分、其外新規切開切添等之地所有之沢ハハ、無油断吟味いたし可申出沢、  
御林往還並木道添其外地統之場所連々田畠江切込沢  
故、往来道巾狹く相成、人牛馬共通路差支沢場所有  
之哉ニ相聞、甚如何之事ニ候、右躰之場所は、古來  
之道敷取調、切挿沢丈ヶ其地主江申付、道敷元形之  
通附土いたし、往来差支不相成様可致沢、都て道橋  
之儀は、春中農業手透之間手入いたし、往来不差支  
様可致沢、  
御林近辺野火有之節は、村役人山守其外早速駆着、  
消留可申沢、御林之儀は、前ニカレ被仰渡も有之、大  
切之儀ニ付、聊等閑ニ致間敷沢、  
当戌年宗門繪踏之儀、二月中旬迄出役廻村相政候條、  
宗門人別帳五人組帳共前ニ仕来リ之通り家内人数男  
女年附ケ、牛馬数等入念相改并小前老人別持高等迄  
不洩様相記、印形取揃、当月晦日限可差出沢、且繪  
踏之衆他出病氣等ニ而罷出兼沢もの并留守居之者名  
前書申沢出役先江差出改を可請沢、

如何之事ニハ以来は宗門改以前呼返シ置可申レ、

一、老年およひレものをハ、宗門人別帳相除レ族も間ニ有之、不孝之筋ニ而甚如何之事ニ付、先支配ニおるて伺之上、申渡置レ通、八十歳以上之老人有之、下女下男等も無之ものは家別割合ニ相勤レ公役、村役之人夫を相除、孝道を為相弁、都て老人を大切ニいたしレ様可申教レ、

但、八十歳以上之ものは勿論、当年八十歳ニ相成レもの取調増減書付、宗門帳ニ相添可差出レ、

一、百姓共之内、相続人無之ものを他所江遣し候而ては百姓株相減レニ付、右様之もの者他所江差遣間敷レ、若無拠子細有之レでは、其段願出差図を可請レ、猥ニ村送寺送等差出間敷レ、

但、百姓株相続可致もの年若ニ而独身ニレて相応之嫁賛を取遣し、及老年子無之もの江は養子をセ話いたし遣し、都て百姓家名不絶様厚世話可致レ、孝行奇特之ものは勿論、農業格別出精レもの有之レハハ其段取調可申出レ、

一、博奕は不及申、賭之諸勝負堅相慎可申、且村役人共

村内繁々見廻り、小前末ニ迄右躰之儀無之様嚴重ニ取締可致レ、

一、御免無之者帶刀致間敷レ、若心得違ニ而帶刀いたしレ軟又は長脇差を帶し百姓ニ不似合風躰之もの見当レハハ、早々可訴出レ、

一、堤川除用水路御普請自普請所共破損いたしレハハ、可成木小破之内取繕、不及大破様可致レ、

一、鶴取レ儀は決而致間敷レ、

一、貯穀之儀は、年々作徳之内を以出穀いたし、用置レ得は、凶作其外ニ而夫食差支可及飢餓程之時節割渡可為凌との事ニ而、全百姓を御勞リ御憐愍之厚キ御趣意ニ有之レ故、百姓共無懈怠出穀いたしレ様申諭レ得共、兎角余慶之品を相納レ事之様ニ存レ族も有之哉ニ相聞、甚以心得違之事ニレ、既ニ去年之如キ凶作ニ而、夫食ニ差支レ節は、銘ニ江割渡ニ相成飢餓をも相凌レ事は歴然之儀ニ有之レ間、以来年々作徳糲雜穀之内を以、格別出穀いたし凶年之手当ニ因

置外様可致レ、

但、小前之内ニは、凶災と申は、稀成事ニ而見越之覚いたし外而、少も緩ニいたし外方可宜杯と心得違之ものも可有之哉ニ外得共、何時何様之儀可

有之哉とも難斗、其場ニ臨ミ如何様相歎外共無詮事ニ而、平日心掛之厚薄ニ寄非常之節安危ニ拘ル事ニ付、此儀能々村役人外可申論レ、

一、村入用之儀は、村役人之世話方厚薄ニ寄、輕重も有之儀ニ付、都て費を省キ小前之もの疑惑不致様実意ニ世話可致レ、右村入用帳は仕来之通、二月朔日限可差出レ、

右之趣村役人共得其意、小前末ニ迄不洩様可申通レ、比廻状村下ニ令請印、早ニ順達、留村外可相返もの也、

戊正月十二日 御役所

五馬市村

新城村外受取

小五馬村江繼立

戊正月六日

新上村外受取

日田

御役所

小五馬村繼立 五馬市村

一、銀八百八拾毫外式分式厘  
一、同八百式拾目四厘

口米

外百式拾六外六分九厘 納入用

御朱印頂裁之寺社之輩、不依寺社領之多少、境内斗之難為御朱印、於令所持は、御朱印可被下之間、御

不足有之レハハ 追ニ可相触条、來月十四日十五日之内、

料私領在ニ寺社領御朱印写を差添、來戌四月外六月迄之内、江戸江致持參本多下総守井上河内守所江相達外之様可被触之レ、以上、

酉十一月

右之通、被仰出外間、於村々得其意、御朱印頂載之寺社不依多少、境内斗之御朱印地高共、不洩様巨細相糺有無共其寺社致奥印、來ル廿五日迄ニ可書出レ、此廻状村名下江令請印、早ニ順達、留村外可相返もの也、

急度上納可致レ、若不納之もの於有之レハ嚴敷ニ遂吟味

レ条、其旨相心得可申、此廻状村下庄屋令請印、早ミ順  
達留村レ可相返もの也、二月二日 新上村レ受取

戌正月廿三日 御役所

小五馬村ニ繼立

覚

一、其村ニ異国船并拔荷野火一件其外共、添高札之分先  
支配名前ニ有之分、御巡見前差懸レ儀ニ付、名前計

削、当御支配御名前ニ可致レ、

一、貯穀有高、馬員數板江認、一村限リ鄉藏前江懸置可  
申レ、尤先達而申渡レ案文之通可相認レ、

右之通相心得、廻状村名下江受印、早ミ順達留レ可相返  
者也、

戌二月十一日

日田

御役所

右村ニ

庄屋

組頭

惣百姓

一、丁錢拾九貫八百武拾七文

右者當戌郡中入用前、別書面之通触レ条、來三月判  
□二□兩□之内、丸屋幸右衛門々願書を以可相納レ  
此廻状村下ニ令請印、早ミ順達留リ村レ可相返レ、

已上、

戌二月

日田御役所

村ニ庄屋

組頭

此度新規吹立被 仰付レ五兩判之儀、十一月朔日よ

り通用可致レ、小判壹歩判は同月十五日より、追ミ及沙汰  
引替可遣レ、尤有來小判壹歩判之儀も、追ミ及沙汰  
レ迄、新金取受請取方渡方兩替共ニ無滯通用可致、  
上納金も可為同前之事、

一、小判壹歩判引替之儀、たとへハ皆小判皆壹歩判ニ而  
小判七分壹歩判三分之割合を以引替レ筈ニレ条、十

一月十五日レ別紙名前之者方江差出引替可申事、

一、武家其外共町人江相對ニ而申付、右名前之者共方江  
差出、為引替レ儀も勝手次第レ事、

一、引替ニ可差出小判壹歩判共、員數相知レ事ニレ間、

貯置不申、段々引替可申べ、若貯置不引替者相知べ  
ハハ吟味之上急度可申付事、  
右之通可被相触べ、

本町堺町目 十月  
駿河町 三井組 後藤三右衛門役所  
本両替町 十人組 為替御用取扱所  
本革屋町 三谷三九郎

室町三町目 十月  
上横町 竹原屋文右衛門  
金吹町 泉屋勘兵衛  
田所町 播磨屋新右衛門  
井筒屋善次郎

神田旅籠町 石川屋庄次郎  
以上

世上通用之ため、此度位最上之銀を以新規堺歩銀  
吹立被 仰付べ間、右堺歩銀四つを以金壹両之積、  
尤銀錢共両替式朱銀壹朱銀同様之割合ニ相心得無  
滯可致通用べ、

一、通用銀之儀も此度吹直被 仰出べ条、両替ホ是迄之

通相心得、無滯可致通用べ、尤引替日限ホ之儀追而  
可及沙汰べ、

一、式朱銀壹朱銀通用之儀、是迄之通相心得、旦、式朱  
銀之儀無程通用停止可被 仰出べ間、兼而其旨可相  
心得べ、

右之趣國ニ江可触知もの也、

十月

古金銀真字式分判古式朱銀壹朱金ホ引替所之儀、当

酉十月迄被差置べ段、去申年相触べ處、今以引替  
残有之べ間、引替所之義猶又來戌十月迄之通被差置  
べ条、古金銀其外所持之者ハ來戌十月ヲ限り急度引  
替可申べ、

一、草字式分判之義も壹朱金同様、追而通用停止可被  
仰出べ旨、先達而相触べ趣も有之べ間、所持之もの

ハ後藤三右衛門役所并江戸京大坂其外在ニて、當  
時引替御用相勤べるもの共之内ヘ品ニ差置引替可申べ  
右之通、遠国未ニ迄得与相心得べ様、御料は御代官私  
領は領主地頭より入念可被申付べ、

十月

右之通御書付出示間、写遣之示条、得其意廻状村下令  
請印、早々順達留村可相返もの也、

十二月二日

日田

御役所

右村々

庄屋

組頭

惣百姓

戌三月二日 日田

御役所

右村々

庄屋

組頭

一、銀八百八拾壹匁

五馬市村

右者去西御年貢三納銀之内、三月取立之分、書面之

割賦通、今月十四日方十五日之内、急度上納可致

若於不納は嚴敷遂吟味示条、其旨相心得可申、此廻

状村下庄屋令請印、刻付を以、早々順達留村可相

返もの也、

日田

成三月二日 御役所

右村々

一、糀 八石四斗七升壹合四勺 同断

御下穀置糀

天保八酉十一月改

返納高糀粟 八拾六石武斗壹升八合 日田郡  
天保八酉「ムシ」此節願済二而 天保八 五馬市村

一、糀 三石八斗四升五合四勺 酉詰戻

一、糀 八石四斗七升壹合四勺 同断

御下穀置糀

其村ニ此度御巡見ニ付、明細帳三冊宛差出レ様、去月十九日相触レ処、右は三冊宛入用ニ付、来ル十五日迄ニ可差出レ、

一、村ニ庄屋并組頭百姓代幾人有之レ共其名前書相認メ、銘ニ印形取集、三役人之内壱人、来ル十五日迄ニ可罷出レ、右之趣得其意、此廻状村名下江令請印、早ニ順達留村も可相返もの也、

戊三月十日 御役所 日田

此度  
御巡見ニ付、村絵図一ヶ村ニ三枚宛差出レ儀被仰渡

外間、其御村ニ控絵図御取集、来ル十三日朝五ツ時、  
御持參御出勤被成レ、以上、

戊三月廿七日 御役所 日田

此度御巡見ニ付、御尋之ケ条有無書付并右ニ付、被仰渡  
レ趣請印帳共、今以不差出村ニは早ニ取調可差出レ、  
右之趣、得其意、此廻状村名下江令請印、早ニ順達  
留も可相返もの也、

三月十一日  
会所  
桜竹新三郎様  
右村ニ  
庄屋  
組頭  
百姓代

此度御巡見ニ付、其村ニ明細帳三冊宛入用ニ付、  
去ル十五日迄ニ可差出旨相触置レ得共、今以不差出

古文字銀古式朱銀引替方并引替所ホ之儀、兼て相触  
置レ所、未引替残之分も不少、尤右引替方ニ付而

等閑之至レ、取調方差支レ條此書付披見次第、早ニ  
三冊宛可差出レ、

一、村ニ庄屋并組頭百姓代幾人有之レ共、其名前相認銘  
ニ印形取集、三役人之内壱人、去ル十五日迄ニ可罷出  
旨相触置レ処、今以不罷出村ニも有之レ間、早ニ可  
罷出レ、

諸雜費等可相掛訳を以、是迄古文字銀古式朱銀引替ニ差出レ者引替所迄道法相隔レ分は、里数ニ応し諸入用被下レ所、向後は道法之遠近ニ不拘、古文字銀一貫目ニ付、銀百目宛古式朱銀は百両ニ付、金拾両ト為御手当被下レ問、来戌十月を限リ引替可申レ、

一、通用銀吹直毫分銀吹立被仰出式朱銀儀ハ無程通用停止之旨、先達而被仰出ニ付而者通用銀式朱銀共持之ものハ早ニ差出引替可申レ、尤引替ニ差出レ持主江通用銀ハ壹貫目ニ付、銀拾丣宛式朱銀八百丣ニ付、金壹丣ツツ、是又御手当として被下レ問、精出引替可申レ、

右之通相心得、古文字銀式朱銀ハ尙論、當時之通用銀式朱銀共所持之ものハ聊不貯置、早ニ引替可申レ、若其上ニも貯置レもの於有之は嚴敷可及沙汰条、其段兼而相心得尙様御料は御代官、私領は領主地頭方急度可被申付レ、

右之趣、向ニ江可被相触レ、

十二月

此度吹直被仰付レ銀之儀、当月十八日より追ニ引替

可遣レ、新規吹立被仰付レ壹歩銀ハ、同廿一日乃通用可致レ、尤右限之儀も追而及沙汰レ迄者、新銀取交請取方渡し方丄替も無滯通用可致レ、上納銀も可為同前事、

一、引替銀之儀は、丁銀小玉銀之無差別取交引替可遣レ、勿論新規焼銀鑄銀并極印相分兼レ分とも勝手次第可差出、是又無差支引替可遣レ條、來ル十八日乃銀座を始、別紙名前之ものとも方へ差出引替可申事、

但、丁銀差出小玉銀ニ引替、又は小玉銀差出丁銀ニ引替レ儀も、勝手次第ニレ事、

一、武家其外共町人相對ニ而申付、右名前之もの方江差出引替レ儀も勝手次第ニレ事、

一、引替ニ可差出丁銀小玉銀共、員數相知レ事ニレ問、貯置不申段々引替可申レ、若貯置不引替もの相知レハハ吟味之上急度可申付レ事、

右之趣可被相触レ、

十二月

粉堺町

駿河町

銀座

三井組 為替御用取扱所

本両替町  
十人組 為替御用取扱所  
室町三丁目  
上横町  
金吹町  
神田旅籠町  
以上  
右之通、御書付出席間、写遣シ外條、得其意廻状村下  
令請印、早々順達留村々可相返もの也、  
日田

戌二月廿二日 御役所  
右村々  
庄屋  
組頭  
百姓代

大原社五穀成就御祈禱相廻外間、御村々共御受納被成、  
早々御繼立可被成外、  
三月廿一日 会所 右村々  
御役頭中

諸国御年貢江戸御廻米之内、以来御廻米高百石ニ付、  
米三斗五升宛之積、五合增之割合を以、糉七斗宛糉納  
可被申付外、  
庫等江積廻外分有之外ハハ、右三ヶ所之内、何町何屋  
誰方江壳渡、何国何所船頭誰船ニ而積廻外旨、申儀都

て例年之通巨細取調、來月十五日迄書付可差出外、此  
廻状早々順達留村々可相返者也、  
戌四月十八日

石川屋庄次郎  
播磨屋新右衛門  
日田  
御役所  
右村々  
庄屋  
組頭  
百姓代

其意、廻状村下令請印、早く順達留村より可相返もの也  
成閏 四月廿八日

日田

御役所

右村

庄屋

組頭

百姓代

覚

一、銀四百四拾壹匁式分七厘 五馬市村

右者

御巡見様方御休泊諸入用、旦、御宿取繕普請諸入用前割、  
書面之通割賦相触仰旨、当月廿日廿一日兩日之内、丸屋  
幸右衛門願書を以御納可被成、此廻状村下御請印被成、  
早々順達留村より御返可被成、以上、

戌五月九日

会所

右村

御役頭中

七月

右之通、天明八申年申渡、寛政二戌年猶又相達置仰得共、  
年数も相立仰儀ニ付、為心得申達仰間、不洩様村江可  
猶又手法も兼而申合仰様可被致、

当田方之儀出水有之場所は格別、其外ハ一統草木も宜、

被申渡ひ、

戌六月十三日

右之通、御書付出亦間、写遣亦條、得其意小前迄不洩様可申聞、此廻狀村下令請印刻付を以、早々順達從留村可相返もの也、

日田

戌七月廿日 御役所

右村々

成九月八日

御役所 右村々庄屋

組頭

組頭

百姓代

百姓代

追而當戌御廻米手本米、上中下三袋宛、例年之通収納

次第可差出亦、以上、

一、丁錢拾九貫八百六拾八文

覚

右は、當戌郡中人用前割、書面之通相触亦間、當月廿九

日晦日兩日之内、丸屋幸右衛門願書を以、御納可成亦

此廻狀村下令請印、早々順達留リ村々御返可被成亦已上

成七月廿三日

右村々

御役頭中

会所

但、米毫石ニ付

当戌二月  
取立高

覚

一、銀式貫五拾目也

右は、當戌御年貢初納銀割賦、書面之通ニ亦條、來月十四日十五日之内、急度上納可致亦、若不納村々於有之は、嚴敷遂吟味亦條、其村相心得可申亦、此廻狀村下庄屋令請印、早々順達留村々可相返もの也、

銀百壺匁六分九厘毫毛

残銀拾六貫九百五拾七匁四分式厘 不足

但、米壹石<sub>ニ付</sub> 此節御取立辻

銀三拾五匁四分五厘毫毛

置<sub>レ</sub>処、末タ御下知無之<sub>レ</sub>得共、昨四日御廻状御仕  
出<sub>ニ</sub>相成<sub>レ</sub>処、当月廿五日津出致し<sub>レ</sub>様御触書拝見  
いたし<sub>レ</sub>、此段相心得可申様申達度事、  
是は、御廻状<sub>ニ</sub>而御承知可被成<sub>レ</sub>、

一、去ル申年拝借夫食、当戌年賦返納年延之事、

一、当戌長崎御廻米之内、買替米石数取極願書差上<sub>レ</sub>事、

是は、会所<sub>ニ</sub>而取調<sub>レ</sub>外処、当年之儀は両筑米引合

不申、請負人一向無之、尚又御役所<sub>ニ</sub>而も御聞済

難出来<sub>レ</sub>付、式歩通願書差上<sub>レ</sub>積併御上出来<sub>レ</sub>

而も、受負殊之外六ヶ敷趣<sub>ニ</sub>御座<sub>レ</sub>、

一、貯穀拝借之内、当戌返納詰戾之分年延願之事、

一、当戌年御廻之内、三分通來亥之新石早廻<sub>ニ</sub>御願申上<sub>レ</sub>事、

外事、

成十月八日

本城良平

御役所納

一、銀九分八厘

五馬市村

但 御廻米壹石<sub>ニ付</sub>  
銀七厘  
七九八掛り

一、先達而一里内外之所<sub>ミ</sub>、出火有之何方と申ても油断  
不相成、此節申渡<sub>ニ</sub>不及、前<sub>ミ</sub>申渡も有之、御年貢  
取入中火元念入可申旨、会所<sub>カ</sub>村<sub>ミ</sub>江嚴敷可申達段  
被仰渡<sub>レ</sub>、

一、御米津出日限十一月朔日<sub>カ</sub>附出外様、先日願書差上<sub>レ</sub>

会所納

御口米江戸買納

一、銀五百六拾壹匁六分七厘

五馬市村

右は両御巡見様入用追割丸屋幸右衛門所ニ而会所納十四日十五日納

右は、先達而被仰渡レバ去西御口米江戸買替納代金不足割賦相触レバ間、当十月十四日十五日両日之内丸屋幸右衛門預り書を以御納可被成レバ、御印形被成刻付

を以御廻し、留リ村カ御返被成レバ、以上、

去西御年貢納入用割返

五馬市村

右は、去西年御年貢銀江懸リ納入用凡積取立置レバ内、江戸大坂入用之分、引可割返分書面之通レバ条、当戌初納之節、請取之もの印形持參可凡届レバ、尤返銀之儀は、小前末ニ至迄無高下割返可致レバ、廻狀令請印早々順達留リ村カ可相返もの也、

戌十月三日

日田

右村

三役人印

外俵

俵持関カ仕出左之通

内俵

一、長式尺四寸 但、小繩拾尋アミ

筋代申談レバ覚書

一、御米御取立日限之事、

一、同所々詰庄屋之事、

一、中城詰庄屋賃銀之事、

一、御米俵持之事、

式分三分ニ而も申談積

一、御口米并三厘余江戸御廻米受負申談之事、

一、閔河岸破渡場繕之事、

一、御巡見様入用追割之事、

一、同式尺式寸 但、同九尋アミ

一、さん 八寸

御役所印

五馬市村

右村ニ

庄屋

組頭

百姓代

一大繩廿三尋 但、壹寸五六分廻リ  
上摺繩七尋

一目貫繩六尋

右は九月廿四日筋寄談之趣

一、銀式貫五拾日

右は、当戌御年貢ニ納銀割賦書面之通引條、來月十四日十五日之内急度上納可致引、

若不納之もの於有之ハ、嚴敷遂吟味引條、其旨相心得可申、此廻状村下庄屋令請印、早ニ順達留村々可相返もの也、

戌十月十日

日田

御役所

右村ニ  
役人

一、御貯麦御拂代御貸附利銀を以、年ニ御買上御用穀有之村方も、前同様相心得新穀取入石数揃次第、早ニ届書可差出引、

届書可差出引、

右之趣得其意、此廻状村名下江令請印早ニ順達留村々可相返もの也、

戌九月晦日

日田

一、銀式百三拾八匁七分九厘

五馬市村

右は、当戌長崎御廻米、四ヶ所納入用銀割賦書面之通相触引間、來ル廿四日廿五日兩日之内、丸屋幸右衛門預り書を以、御納可被成引、此廻状村名下御印

形被成、早々御順達留リ村迄御返シ可被成レ以上、

戌十月

会所印

右村ニ

御役頭中

殿様御儀御不例ニ付、御病氣御平愈御祈禱之儀、兩町并郡方迄於大原宮、明十六日迄三昼夜御祈念有之

レ間、御村ニとも參詣いたしレ様御取計可被成レ、此段申進レ、此状早々御順達可被成レ、已上、

戌十月十五日

会所印

右村ニ

御役頭中

其村ニ、当戌御年貢長崎御廻米之儀、刈取収納之上、来ル十月廿五日迄十二月廿日迄日数五十五日限、聊無遲滞津出皆済可致レ、且又、御廻米俵持雛形壹俵ヅ、河岸津之湊所藏所江相渡置レ間、右雛形之通持立、柵目之儀も入念可申、右之趣村役人は勿論、小前末ニ迄銘ニ及見、外俵小繩拾尋あみ内拵小繩九尋

あみ、かな數七拾五位、さん俵八寸、上詰ほとみ繩壹寸八歩廻リニ、繩俵とも精ニ入念丈夫ニ仕立可申レ、勿論河岸之湊藏所ニおるて、俵拵之儀は小口十三かゝり俵形拵立レ處、長式尺四寸、内俵長式尺式寸ニ拵上ケレ間、其旨相心得、聊等閑ニ相心得レもの有精ニ入念被拵レ様可致レ、若等閑ニ相心得レもの有之レニおゐては、急度可申付レ、

一、去西十月中、酒造人足御触之趣相触置レ通近年違作相続レ上之儀ニ付、追而被及沙汰レ迄は、去ニ申七月申渡置有之レ通、弥酒造三分一造之積可相心得貯申渡置有之レ處、酒造人共之内ニは心得違之族も有之過造ホいたしレものも有之哉ニ相聞、甚以不埒之事ニレ、若三分一造之外、過造等いたしレもの相聞レハハ早速改之者ノ差遣、弥無相違ニおるてハ吟味之上、急度可申付レ、且又、不時見廻リ之ものをも差遣レ儀有之間、其旨をも可相心得レ故に付、当成御年貢御廻米津出皆済不相済以前、少し之米ニ而も酒造米等ニ買入レ儀は勿論、都而酒造人ニも不限、借貸之引当を以御米取引等いたしレ儀相聞レニおる

てハ、双方とも早速召捕、吟味之上急度可申付条、

聊心得違無之様可致レ、其村限役人共精ニ心附御廻

米不相済以前、右等之儀も聞込レハハ、早ニ可訴出

レ、若隠置ニおゐては村役人共も急度可為吟味レ、

右之通相触置レ条、村役人は勿論、小前末ニ酒造人  
共、銘ニ堅相心得可申レ、此廻状村下ニ庄屋令請印、  
早ニ順達留村迄持參急度可相返もの也、

戌九月晦日 日田

御役所 印

一、丁錢壹貫七百五拾七文

五馬市村

継立申レ

右は、当戌三ヶ社御初穂例年之通割賦相触レ間、來ル十  
一月朔日二日両日之内、丸屋幸右衛門預リ書ヲ以御納可  
被成レ、此廻状村名下ニ御印形被成、刻付ヲ以御廻し、

被成レ、此廻状村名下ニ御印形被成、刻付ヲ以御廻し、  
留リ村迄御返し可被成レ、已上、

戌十月

会所 印

組頭代印ニ而新城村江継立申レ

一、丁錢拾九貫八百六拾八文

五馬市村

右は、來亥郡中入用前割書面之通割賦相触レ条、來十一

月朔日二日両日之内、丸屋幸右衛門預リ書ヲ以可相納レ、  
此廻状村下令請印早ニ順達留リ村迄可相返レ、以上、

日田

右村ニ

御役所 印

一、所ミ出役庄屋未相聞不申、是亦相分リ次第申触レ様

可致レ、

次第御名前相触レ様可致レ、

但、御出役様御名前未タ相分リ不申レ間、御下知

組頭代印ニ而新城村江

一、米拵之儀は勿論、極ニ入念依拵之儀、先達而被仰渡

付、筋代中江演説之上書渡置、猶亦御役所方も

戌十月廿二日

会所

一〇

御触書相廻リ付、御村々共小前一統承知之儀ニ付、弥無間違様拵立津出致付様、尚又、御申触可被成付、万一小前之内等閑なまざりニ相心得、儀拵方廉末之儀

有之付得は、於御感所列儀ニ相成、左付而は小前難儀ニ可及儀ニ付、精ニ御申付可被成付、

一、御手本儀、会所江御下ニ相成居付間、此状着次第、  
壱ヶ村方壱兩人程宛御差出、儀拵方為見届、村方一  
統江相教江付様御申付可被成付、

右之趣、御村々共、承知之上此廻状村名下御印形被  
成、刻付ヲ以御廻し、留リ村方御返し可被成付、

成十月廿日

辰下別出 会所

苗代部村始五馬市村留  
当廿六日新城村方受取申付

一、買替米三拾石五斗

五馬市村

苗代部村始芋作村留リ順  
新城村方受取置

御廻米御手本壱袋ニ五合宛入、三袋相納付様御触有  
之付處、村々共三合位入相納付村方も有之、如何相  
心得付哉是迄相納付分は御受取ニ相成居付得共、残  
村々は右御触之通、壱升五合ヲ三袋ニ入、相納付様  
被仰渡付間、此状早々御廻し可被付、已上、  
十月七日 会所

桜竹村始五馬一村留リ  
新城村方受取

当戌御年貢長崎御廻米津出之儀、今廿五日方津出申  
触置付得共、十一月朔日方津出仕付様被仰渡付間、  
左様御承知小前不洩様、御申触可被成付、此状刻付  
ヲ以、早々御順達可被成付、以上、

右は、当成長崎御廻米之内、書面之通買替割賦相触付間、  
代米請負人方江早々差入付様、御取計可被成、尤増米之  
儀当十月限、壱石六斗、來十一月中、壱石八斗請負人方  
申出付間、書面之通御承知之上、早々御取計可被成、此

状即刻御順達可被成外、以上、

戌十月廿四日

会所印

十一月朔日 申下刻出ス 中城

御感所印

桜竹始出口留リ十一月三日朝新城外受取

苗代部始五馬一留リ新城請取  
十一月三日朝

右村ニ

御役頭中

当成長崎御廻米米拵は勿論、入念浜儀拵之儀は、御廻状ヲ以被仰渡有之、尚又会所外も村ニ江相達し有之外處、今日附出外村ニ浜儀拵、御触ニ相振至而廉末ニ有之、難請取分は差返し「」成ニ有之、「分」は受取置外得共、此候ニ請取置外而是詰庄屋不念ニ相成外儀ニ付、会所江申出、当年不熟之年柄故、御手本儀ニ付相劣外段、御歎申上外得共、前廣被仰渡外義、今更申立外儀、甚不相済、

御手本儀之通、相劣外而是、御触之詮無之ニ付、悪分は悉ニ差返し、御手本通急度相揃外様嚴敷被仰渡外間、

此狀着次第、小前江右之段無洩落御申聞可被成外、等閑無之様精ニ御申聞可被成外、此上廉末之品は差返し外間、此段御承知、刻付ヲ以御順達留村外御返し可被成外、已

上

十一月朔

会所印

苗代部始五馬一留リ新城外  
同四日受取申外

寺西藏太支配所豊後国日田郡何村

一、戌御年亥米、但五斗入

米主

右之通相改外処、相違無之外、以上

升取

何右衛門印

寺西藏太手附

苗代郡始高取留リ十一月十六日  
新城村外  
受取十三日朝小五馬村江継立申外

戌十一月二日 安藤謙次印

右村ミ

寺西藏太手附

百姓代

印

天保九戌年十月 安藤謙次

米見組頭

印

庄屋

印

五馬市村

一、米百五拾弐石八斗

外欠米 壱石五斗弐升八合

右は、当戌御年貢長崎御廻米一村限割賦書面之通取

立、改として我ホ儀関河岸江出役いたし外条、於村

ニ得其意、早ニ津出可被致外、旦ニ依拵皆済日限ホ

之儀は、都而先達而相触外之通相心得、諸事人念取

計、尤日割ニ不拘、天氣次第出精、皆済可被致外、

此廻状刻付ヲ以御廻し、留リ村外御返し可被成外、  
 其御村ニ御米出石無甲斐、右ニ付、閑表御出役様外  
 嚴重被仰渡、猶又、日ニ出石 御役所江御届相  
 成外儀ニ付、御役所外も出石無甲斐、村ニ等閑之段  
 嚴重被仰渡外間、御村ニ共小前嚴敷御雜立、早ニ津  
 出ニ相成外様御申聞可被成、若此上出石無甲斐村方  
 ハ、閑表江御召出、急度可被仰渡外間、嚴敷被仰渡  
 外間、小前江精ニ御申触、只今天氣之内附出、日限  
 不拘皆済ニ相成外様、御取計可被成、

一、御米内札末夕御差出無之村方ハ、早ニ可被成、若差  
 出方延引之村方江は、賃錢先取ニ而飛脚差立外間、  
 左様御承知、早ニ御差出被成、右之趣御承知之上、  
 此廻状刻付ヲ以御廻し、留リ村外御返し可被成外、

已上

戊十一月十七日 中城

御藏所印

苗代部始五馬市留リ新城々升四日受取申外

是は、申年分利上錢如是、  
一、金三分式朱

是は、五馬市村ら村々へ差出候節相渡しひ積リ申  
談件事、

右は桜竹村盲女取立手続之ため合力と申談件事、  
戊五月

新城彦右衛門

出口弥惣治  
塚田官兵衛

当戌石代直段

一、大豆壹石ニ付 銀九拾壹匁八分六厘三毛

一、御伝馬米壹石ニ付 銀百貳拾三匁六厘貳毛

一、口米壹石ニ付 銀百三拾九匁九分

桜竹新三郎殿

西冬

覺

一利米七斗

代三百拾九匁

西冬字土瞽女相渡シ

利米七斗

代三百貳拾九匁

内九拾目 西冬五馬市村瞽女江相渡、

残貳百三拾九匁

一、錢百四拾目  
是は、申年分利上錢如是

一、錢百四拾目  
是は、三百七拾九匁

内

壱ノ七百かへ

三百八拾目式分五厘 金壱両壱朱受取

差引残て壱匁式分五厘渡ス

右之通、慥ニ請取申ひ 以上、

成十一月廿一日

桜竹新三郎

五馬巾村

伝四郎殿

金六拾四両壱分

此利

一、米七石八斗五升式合 江戸御廻米 五馬一村

此欠式斗三升六合

ア

外米六升

江戸御廻粉

此欠式合

右は当戌十一月方來亥方十五日限リ御口米一同  
取立之事、

但、證文出来印形いたし置申ひ、

一、当戌長崎御廻米買替米代錢取立十一月限り、八百目  
替、十二月卅日迄、八百式拾目替之段請負人方申出  
件事、但 外<sub>ニ</sub>御触無御座外間、此辻三升欠<sub>ニ</sub>而式拾目渡  
粉納共一日御藏所出シ

一、去酉江戸御廻米欠減当戌新石御上納之事

米三石四斗式升八合八勺

此欠壱斗三合

十一月廿四日筋代

当戌長崎御廻米引残、江戸御廻米正米中城関御藏所

メ三石五斗三升式合

代三貫四百式拾六匁

是は、右御口米代足銀一同借立  
都合證文高

七拾三兩三分

來亥御口米一同取立<sup>カ</sup>

一、江戸御廻米糀下毛郡へ相頼買替納ニ付、足し銀渡方  
申談之事、

但、此足銀は、追々御触可有之事、

一、別紙江戸御廻米糀共都合、目録之通ニ而失張二升  
欠ニ而式拾目添中城御藏所へ御納可然よシニ御座レ、  
一、三納年延、三分一通、当冬上納メ七分ヲ年分返納之  
願立之積リニ而願書出来レヘ共、筋代相揃不申レニ

付、印判預ケ置、会所へ頼置帰村仕レ、是は、大切  
成儀ニ付、筋ミ老成人宛御宿へ相詰居レ様、御咄ニ

御座レ、各様之内レ代ニ之御出勤御願立可被下レ、  
勿論末ニ小前へ御沙汰無之様御叶ニ上ニ而御演説可  
有御座レ事、  
一、昨廿四日より筋代相勤申レ処、前書之御用向被仰聞  
ル付、書付ヲ以申上レ間、御承知可被下レ、御分

一、銀拾老匁七分八厘

五馬市村

右は、其村ニ拝借籠在レ助合穀銀差出銀之内、当戌  
年分取立、辻書面之通レ条、来ル十二月十五日無相  
違可相納レ、廻状村下庄屋令請印早ニ順達留リ村カ  
可相返もの也、

日田

戊十月十日

御役所

筋代御用相勤レ処、当戌三納御年貢銀當三納ニ三分  
一御上納御願申上レ処、御聞済ニ相成レ間、左様御  
承知、御割賦可被成レ、以上、

十二月六日

新城彦右衛門 印

五馬市信作 殿

リ兼ハ義も御座レハハ、御出会可申上レ、尤各様よ  
り何れニ欵御触可被下レ様御願申上能出、御演舌可申  
上レ、以上、

十一月廿七日

森良平

出口弥惣治 殿

塚田官兵衛 殿

本城 良平 殿

桜竹新三郎 殿

一、御先触 壱通

右之通継申い、以上

戌十二月八日

上井手村

五馬一村

(以上)

一、銀六貫百六拾六匁九分四厘 五馬市村  
右は、其村々當戊御年貢三納銀、割賦書面之通印條、  
來月十四日十五日兩日之内急度上納可致、万一不納  
之者於有之は、嚴敷遂吟味印條、其旨相心得、廻狀  
村下令受印、早々順達留村方可相返もの也、

苗代部村始高取村留り

日田 右村々

戌十一月廿九日 御役所印

庄屋

組頭

百姓代

十二月七日夜、新城村迄請取

同八日朝小五馬村江継申印

甲州身延山役僧